

60歳未満で退職した場合の年金請求手続きについて

退職共済年金の支給開始年齢になりましたら共済組合から、ご自宅へ退職共済年金の請求案内通知をお送りしますので、同封の記入要領等に沿って手続きをお願いします。

※市町村役場等を退職後、住所又は氏名を変更された場合は、共済組合へ連絡いただき、所定の手続きをお願いします。この手続きを行っていないと、年金請求書等がお手元に届かないこととなりますので、ご注意ください。

※生年月日により年金の支給開始年齢は異なります。

例

一般組合員：昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ } 61歳
特定消防組合員：昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ }

※[地共済年金情報Webサイト](#)で年金見込額や加入履歴などを確認いただくことができます。（9ページ参照）

🌸 こんなときにはお届けください

年金受給者となられてからも、さまざまな届出が必要となります。

次の①から④に該当する場合には届出が必要ですので、共済組合年金課までお問い合わせください。

①氏名、年金受取金融機関を変更するとき

②再就職（再雇用）したとき

- 民間企業等に再就職（再雇用）したとき（他の年金制度へ加入）（詳細は8ページを参照）
→再就職又は再雇用された場合、年金の一部が停止される場合があります。
- 公務員として再就職したとき
→公務員として再就職された場合、年金が全額停止されます。
（ただし、年金額及び給料等の額によっては一部支給される場合があります。）

③失業給付を受けようとするとき

- 失業給付を受け取られると、退職共済年金（職域年金相当額を除く）が停止されます。
失業給付の申請（受給）に関しては、その支給額と年金受取額を比較して、慎重に検討することが必要です。

④加給年金額対象者に異動があったとき

- 加給年金対象者が次に該当した場合、加給年金額が停止又は失権します。
 - ・年金加入期間が20年以上、20年以上とみなされる退職を事由とする年金、又は障害を事由とする年金を受け取るようになったとき
 - ・死亡したとき、離婚したときなど

（注）届出書類には、事由に応じて添付書類が必要になります。

また、②・③・④にかかる届出がない場合や、届出が遅れた場合には、年金が正しく支給されず過払金が発生し、返還をしていただくケースもあるため必ず届出ください。